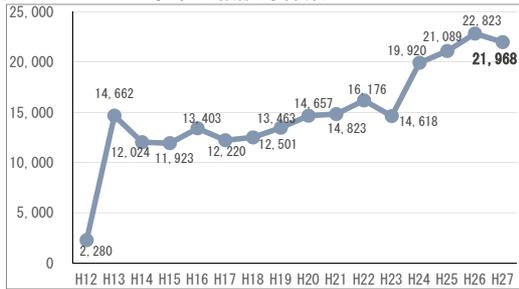
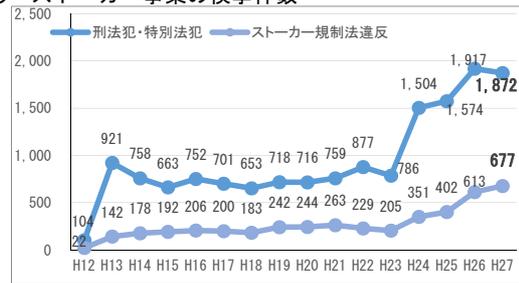


ストーカー事案をめぐる情勢とこれまでの主な経緯

○ ストーカー事案の相談等件数



○ ストーカー事案の検挙件数



※ 平成12年はストーカー規制法施行日（11月24日）以降の件数
 ※ 刑犯・特別法犯は、ストーカー規制法違反を除く。複数罪名で検挙した場合は、最も法定刑が重い罪で計上
 ※ ストーカー規制法違反は、同法違反で検挙した件数全てを計上

○ ストーカー対策の主な経緯

平成12年5月 ストーカー規制法制定（同年11月施行）

平成25年6月 改正ストーカー規制法制定

【改正事項】

- 電子メールの連続送信の規制 等（7月施行）
- 禁止命令等を行うことのできる公安委員会の拡大等（10月施行）

平成25年12月 人身安全関連事案に対処するための体制の確立を指示



平成26年8月 有識者検討会報告書取りまとめ（25年11月から検討会開催）

平成27年3月 「ストーカー総合対策」の策定（関係府省庁が施策推進）

平成28年12月 改正ストーカー規制法制定

【改正事項】

- SNSメッセージの連続送信等の規制、罰則の見直し等（平成29年1月施行）
- 禁止命令等の制度の見直し（平成29年6月施行）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正ポイント

1 規制対象行為の拡大等（2条）

- (1) 規制対象行為である「つきまとい等」として、次の行為を追加。（1項1・5号、2項）
- ① 住居等の付近をみだりにうろつくこと。
 - ② SNSのメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ること。
- (2) 性的羞恥心を害する電磁的記録等の送りつけ等を確認的に明記。（1項8号）

2 禁止命令等の制度の見直し（5条）

- (1) ① 警告を経ずに禁止命令等を行うことも可能に。（1項）
- ② 緊急の場合には、禁止命令等の事前手続として必要な聴聞を事後化。（3、4項）
- (2) 禁止命令等の有効期間を設け、1年ごとの更新制に。（8～10項）

3 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し被害者情報を提供することを禁止。（7条）

4 ストーカー行為等の相手方に対する措置等

- (1) 職務関係者による被害者の安全確保・秘密保持、職務関係者に対する研修・啓発、国、地方公共団体等による情報管理の措置を規定。（9条）
- (2) 避難のための民間施設における滞在支援、公的賃貸住宅への入居の配慮を規定。（10条）

5 ストーカー行為等の防止等に資するための措置

- (1) 加害者を更生させるための方法、被害者の健康回復の方法等について、調査研究を推進。（11条）
- (2) 国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加。（12条）

6 罰則の見直し

- (1) ストーカー行為罪を非親告罪化。（18条）
- (2) ストーカー行為罪・禁止命令等違反罪の罰則を強化。（18～20条）

○ 現行の規制対象行為の拡大等

特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、同居の親族等に対し、以下の行為をすること。

- ① つきまとい・待ち伏せ・立ちふさがり、住居等の付近での見張り、住居等への押し掛け
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会・交際などの要求
- ④ 著しく粗野又は乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、拒まれたにもかかわらず、連続電話・ファックス・電子メール
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を傷つけること
- ⑧ 性的羞恥心の侵害

住居等の付近をみだりにうろつく行為を対象に追加

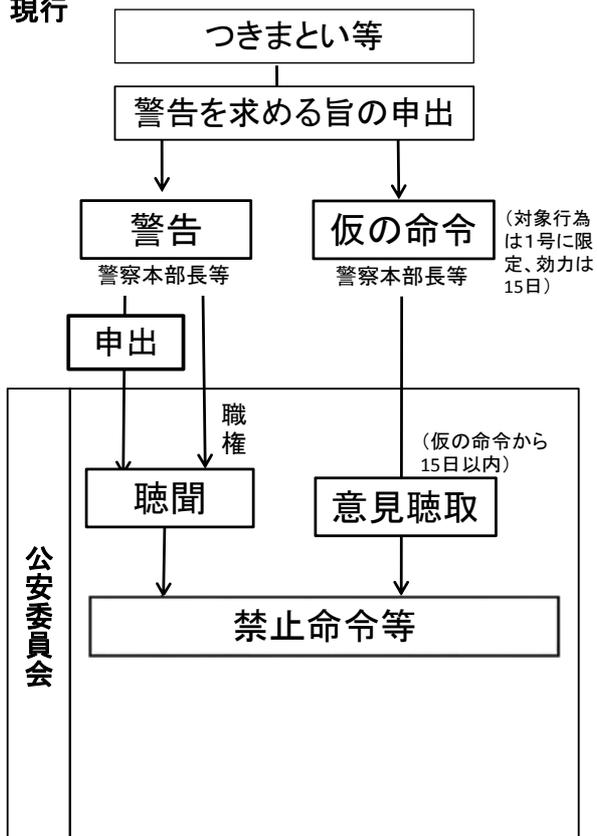
- SNS (LINE, Facebook等) を用いたメッセージ送信等
 - ブログ、SNS等の個人のページにコメント等を送ること。
- を対象に追加。

電磁的記録やこれに係る記録媒体を送付する場合も当然に対象となることを、確認的に規定

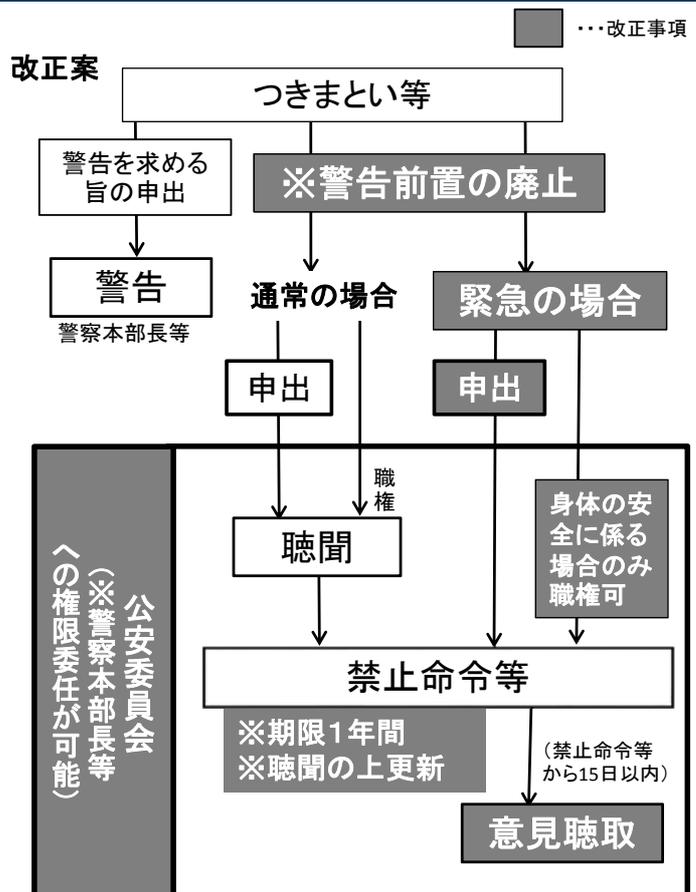
3

○ 禁止命令等の制度の見直し

現行



改正案



4

○ ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

ストーカー行為をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対して被害者情報を提供することを禁止（法第7条）※罰則なし。



- ストーカー行為又は第3条の規定に違反する行為をするおそれがある者であることを知りながら、
- ストーカー被害者の氏名、住所その他の個人情報で、ストーカー行為等をするために必要となるものを提供



ストーカー行為等の未然防止、拡大防止の観点から、こうした行為を法律上違法な行為であることを明確に位置づけることにより、抑止効果が期待される

5

○ ストーカー行為等の相手方に対する措置等

(1) 職務関係者による配慮等(法第9条)

- 職務関係者は、被害者の安全確保・秘密保持に十分配慮。
- 国・地方公共団体は、職務関係者に対し被害者の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるため研修・啓発を行うものとする。
- 国・地方公共団体等は、保有個人情報の管理について、ストーカー行為等の防止に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 民間施設における滞在支援等(法第10条)

- 国・地方公共団体は、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

○ ストーカー行為等の防止等に資するための措置

- 国・地方公共団体は、加害者を更生させるための方法、被害者の心身の回復の方法等に関する調査研究の推進に努めなければならない。
- 国・地方公共団体が努めるべきストーカー行為等の防止・被害者の保護に資するための措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加。

6

○ 罰則の見直し

- 改正事項・・・① ストーカー行為罪の非親告罪化
 ② ストーカー行為罪・禁止命令等違反罪の罰則の強化

罪名	現行制度	改正後
一 ストーカー行為罪	<u>6月</u> 以下の懲役 <u>50万円</u> 以下の罰金 親告罪(要告訴)	<u>1年</u> 以下の懲役 <u>100万円</u> 以下の罰金 告訴不要
二 禁止命令等違反罪		
① 禁止命令等に違反してストーカー行為をした者	<u>1年</u> 以下の懲役 <u>100万円</u> 以下の罰金	<u>2年</u> 以下の懲役 <u>200万円</u> 以下の罰金
② 禁止命令等に違反した者(①に該当する者を除く。)	50万円以下の罰金	<u>6月</u> 以下の懲役 50万円以下の罰金
【参考】		
名誉毀損罪	3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金	
強要罪	3年以下の懲役	
わいせつ物陳列罪	2年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金 若しくは科料、又は懲役及び罰金の併科	
脅迫罪	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	